

浜松市都市計画提案等措置検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第21条の2及び同法75条の5、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号。以下「都市再生法」という。)第37条、同法第57条の2及び同法第86条の規定に基づく都市計画決定又は変更の提案(以下「計画提案」という。)及び浜松市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和58年浜松市条例第31号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定に基づく地区計画等の原案申出(以下「原案申出」という。)について、措置を決定するために浜松市都市計画提案等措置検討会議(以下、「措置検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 措置検討会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 計画提案について、法第21条の3、都市再生法第38条、同法第57条の2第2項及び同法第86条第2項の規定に基づく都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかの判断に関する事。
- (2) 原案申出について、条例第4条第1項の規定に基づく申出にかかわる内容の評価及び都市計画の決定又は変更の判断に関する事。
- (3) 前2号に定めるもののほか、計画提案及び原案申出に関し、措置検討会議において必要があると認める事項に関する事。

(組織等)

第3条 措置検討会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 措置検討会議に会長を置く
- 3 会長は、都市整備部長をもって充てる。
- 4 会長は、措置検討会議を代表し、会務を総理する。
- 5 会長は、必要に応じて第1項の委員以外の者を委員とすることができる。
- 6 会長に事故があるとき又は欠けたときは、委員のうち会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 措置検討会議は会長が招集する。

- 2 措置検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 措置検討会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(事務局)

第5条 措置検討会議の事務局は、都市整備部都市計画課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、措置検討会議に運営に関し必要な事項は、会長が

別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 25 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

浜松市都市計画提案等措置検討会議 委員
都市整備部長、都市整備部都市計画課長、北部都市整備事務所長、 土地政策課長及び建築行政課長